

**令和元年度（2019年度） 第1回
横須賀市国民健康保険運営協議会 会議録**

- 1 開催日時 令和元年（2019年）5月29日（水）
午後1時30～午後2時
- 2 開催場所 301会議室
- 3 出席者名
【委員】 岡 昌憲、大倉國光、高橋達也、織田俊美、
鈴木博美、吉澤正治、川辺幹男、松本好史、
小澤アヤ子、堀越君枝、中丸妙子、阿川玉樹、
菱沼 晃
（敬称略）*16名中13名出席
【事務局】 植野福祉部長
外10名
【傍聴者】 1名

4 会議内容

横須賀市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき、岡会長が議長となり、会議録署名委員に菱沼委員及び堀越委員を指名し、会議次第に沿って議事に入った。

議題1. 令和元年度国民健康保険料の料率について（案）

資料により事務局（島課長）が説明した。

（資料1～5頁）

（説明内容）

では、お手元の資料1頁をご覧ください。議題1 令和元年度国民健康保険料の料率について、説明させていただきます。

保険料の料率は、（1）基礎賦課額、（2）後期高齢者支援金等賦課額、（3）介護納付金賦課額の、それぞれ必要とする額から公費負担分を差し引き、残りを保険料で賄うよう求められています。それぞれ所得割、均等割、平等割については、条例で定められた計算方法に従って算出されています。賦課限度額については、国民健康保険法を受けた国民健康保険法施行令によって、全国統一で定められています。なお、今年度は基礎賦課額の賦課限度額が全国共通で58万円から61万円に3万円引き上げられています。

基礎賦課額については、医療費の伸びがあり、多少の増加がありました。後期高齢者支援金等賦課額、介護納付金賦課額は、過去の余剰部分を精算した影響で、若干の減額となっています。一人当た

り保険料については、対前年度比 409 円の減ということで、全体を見ますと若干の減少というのが今回の結論となっております。

2 頁をご覧ください。1 の被保険者数、基準総所得金額等の前年度比較について、団塊の世代の方が 75 歳になりはじめ、国民健康保険を卒業され、後期高齢者制度に移行されたことから、被保険者数が減少しています。

2 の基準総所得別一世帯当たり年額保険料ですが、対前年度比較をご覧くださいと、所得の階層により多少の違いはありますが、おおむね保険料が減少しています。ただし、高額の家帯については限度額 3 万円増の影響を受け、かなりの増額となっております。

3 頁から 5 頁については、計算の内訳資料を添付させて頂いています。

議題 1 についてのご説明は以上です。

質疑応答等

(阿川委員)

2 頁の被保険者数について、予算作成時では約 98,000 人ですが、保険料算定時では約 95,000 人であり、差異が約 3,000 人になっています。75 歳以降の後期高齢者制度への移行は想定済みだと思いますが、それ以外の要因は何ですか。

(事務局)

被用者保険の適用拡大により、そちらへ移行される方々が増加傾向であり、被保険者数が減少しているのが、近年の傾向となっております。

(阿川委員)

人口減少よりも被用者保険への移行の影響の方が多いということですか。

(事務局)

はい。転出者が増加しており、それに伴うものもありますが、被用者保険へ移行される方が増加してきたという印象です。

(織田委員)

国民健康保険とは関係無いかもかもしれませんが、横須賀市の人口は減少しているが、世帯数は増加しているのはなぜですか。

(事務局)

これは国民健康保険の被保険者に関わらず全市的に同様の傾向で、1世帯当たりの人数が減少しています。結果として単身世帯が増加して人口減少よりも世帯分離の割合の方が高くなっているため、人口は減少しているにもかかわらず、世帯数は増加している傾向があります。

○その後、質疑なく議題1について了承された。

議題2. 被保険者証と高齢受給者証の一体化について

資料により事務局（島課長）が説明した。

(資料6頁)

(説明内容)

では、資料6頁をご覧ください。議題2被保険者証と高齢受給者証の一体化について、説明させていただきます。

(1)の経緯ですが、平成30年7月30日の通知、8月1日の様式の規定を経て、被保険者証と高齢受給者証の一体化の準備が整いました。神奈川県下では、本年8月1日より一体化に統一される予定です。

(2)の利便性ですが、これまでは医療機関等に受診される際に、被保険者証と高齢受給者証の2つを提示しなければなりません。とくに大きさの大きい高齢受給者証を持つことで大変不便をおかけしておりました。しかし一体化になることで、小さい方だけで使用できるため、大変便利になります。

(3)の問題点ですが、被保険者証は2年更新で、高齢受給者証は1年更新のため、普通郵便から簡易書留になる分の差分の郵送費用が増加します。

被保険者証の記載の変更点は、下段の見本のとおりで、タイトルが変更することと負担割合の記載がされることの2点です。

議題2についてのご説明は以上です。

質疑応答等

(吉澤委員)

私も2枚持ちに該当するのですが、当初高齢受給者証を貰った際は、いつも大きい方の高齢受給者証を忘れて病院に行ってしまう、受付の人に年齢を聞かれ、「被保険者証の他にもう1枚ありますよね。」と言われることがよくありました。2枚のサイズが異なるの

で非常に持ちにくく、2枚持ちに該当する方全員が不便を感じていたと思うので、今回の一体化は非常に有難いです。

(堀越委員)

私も同じですが、大きい方を忘れてしまいます。いつも「もう1枚持っていますか。」と聞かれ、「忘れてきました。」と答えることが多かったので、一体化になることはすごく有難いことだと思います。

(織田委員)

問題点のところでは送付方法が普通郵便から簡易書留になるため郵送費用が増加するというのは、今までは普通郵便だったということですね。それを書留にする必要性はあるのですか。

(事務局)

被保険者証については、今までも書留で2年に1度送付しており、高齢受給者証は普通郵便で1年に1度送付していました。隔年で両方送る年と高齢受給者証のみ送る年があり、高齢受給者証は普通郵便で送っていましたが、一体化することにより書留で送ることになります。

(織田委員)

普通郵便の分の切手代が減少するということですね。

(事務局)

書留と普通郵便の差分だけ増加するということです。

○その後、質疑なく議題2について了承された。
本日の全ての議事は終了したことを議長が宣言し、閉会した。